

On the Kabane and Genealogy under the Ritsu-ryō System

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24288

令制下のカバネと氏族系譜

熊谷公男

はじめに

津田左右吉によって、わが国のウヂ・カバネは一義的には社会組織ではなく、政治組織にかかわるものであることが明確にされて以来、カバネ制度はもっぱら政治制度として研究されてきた。この方向は基本的には正しかったと思われ、カバネ制度と他の政治制度との種々の関係（たとえば「八色の姓」以前のカバネと世襲的官職との対応関係、「八色の姓」の忌寸以上と令制の五位以上の対応関係、内外階制とカバネとの関係など）が明らかにされてきている。しかしながら、それにもかかわらず、カバネ制度自体については、その実態の解明が著しく進んだとはいえない。それは従来の研究には、カバネ制度自体の性格・構造を具体的に明らかにするという、カバネ制度の研究に与つてもつとも基礎となるべき内在的研究が必ずしも十分でなかったことによると思われる。

このような観点に立つとき、カバネを専制王権的な身分秩序と規定し、律令制下の身分体系をせまい意味での律令制的な身分秩序（王臣・百官人・公民・品部・雑戸・賤民）と伝統的なカバネの身分秩序との統一としてとらえられた石母田正氏の見解は、律令国家段階のカバネの構造的な理解として注目に値する。また、最近、氏族伝承の体系的分析を精力的に進められ、カバネ制度についても斬新な論を展開されている溝口睦子氏の一連の研究は、おそらくはじめての本格的なカバネ制度の内在的研究といふべきもので、カバネ制度をささえる理念の究明を軸に、カバネ制度の性格と起源を考察されている。

小稿では溝口説を取り上げてその検討をおこなうとともに、令制下のカバネの秩序の性格を、主として氏族系譜と

の関連において考えてみたいと思う。

注(1) 津田左右吉「上代の部の研究」(『日本上代史の研究』)

(2) 石母田正「古代の身分秩序」(『日本古代国家論』第一部)

(3) 溝口睦子「日本古代氏族系譜の成立」、同「カバネ制度と氏祖伝承」(『文学』五一—四、五)

一

最近溝口睦子氏は、戦後の古代史研究は氏族伝承を「虚構の歴史」として捨て去り、氏姓と出自を切りはなしてき
たとして批判され、カバネ制度と諸氏の出自・氏族系譜の密接不可分ことを強調された。すなわち、氏族系譜の成
立は一般に考えられているよりもはるかに古く、大化前代の大和朝廷において、天皇家と諸氏の現実の政治関係を神
話的に翻訳して、天皇家との親疎関係として表現したのが氏族系譜である。大和朝廷は、大王家の思想的基盤を、大
王が太陽神の子孫であるという、その出自におき、日の御子の天降りを核とした新しい歴史像を構築した。諸氏族も
大和朝廷の傘下に入ると同時に、この大和朝廷の新しい歴史像の中での先祖の地位によって、現在の自己の地位を説
明した。カバネ制度はこのような出自(≡天皇家との親疎関係)にもとづいて氏族を類別したものである。「カバ
ネ」が臣・連などの称号をさすようになるのはこのことで、カバネ制度の最初の段階は、大國主命の後裔の氏々、
大彥命の後裔の氏々といった、建国神話に登場する先祖別の氏族類別であったと考えられる。⁽¹⁾

以上が、私が理解する溝口説の骨子であるが、氏の所説は従来のカバネ制度の通説的見解とは大きなへだたりがあ

り、今後種々の方面から論義を呼ぶことと思われる。小稿の問題関心からとりわけ注目されるのは、氏の考察の力点がこれまでほとんど関心の払われることのなかったカバネ制度をささえる理念におかれていることである。そこで小稿では溝口氏の所論を手がかりとして考察を進めていくことにしたい。ただし、氏の説は氏族系譜の体系的な分析がその基礎となっており、その全面的な検討は小稿のよくなすところではないので、ここでは令制下のカバネの理解に必要な範囲に限定して検討を試みることにする。

溝口氏の研究には学ぶべき新見解がすこぶる多い。たとえば『日本古代氏族系譜の成立』の第三章でおこなわれた粟鹿大神元記の考察は、個別系譜の分析を通してわが国の氏族系譜の構造的特徴をみごとに浮かびあがらせており、氏族系譜の研究に新たな地平を切り開くものであろう。また氏が、カバネ制度と先祖の出自に関する概念とがわかちがたく結び付いており、このような系譜観念の性格・機能をぬきにしてはカバネ制度の理解が不可能なことを強調されたのは、従来のカバネ研究の欠陥をすどくついたものであり、今後継承されるべき観点であると思う。近年、ウヂについても、吉田孝氏が「天皇からウヂ名を賜った始祖のごとく、そのウヂ名を戴き持ち、そのウヂ名の象徴する『職』をもって、永遠に天皇に仕える——それが「祖の名を継ぐ」意義であり、ウヂの本質であった」といわれ、義江明子氏が「奉事根源を記す系譜によって、氏の永続性が理念的に支えられて」いることを指摘されているなど、期せずしてウヂをささえる理念として系譜観念が注目されてきている。これら近年のウヂ・カバネ研究の新傾向は、稲荷山古墳の鉄剣銘の発見によって古代社会における系譜の重要性が再認識されたことと無関係ではあるまい。

このように溝口氏の研究には継承すべき点が少なくないが、承服しがたい点もある。溝口氏は、皇別・神別という

「二元的出自構造」が臣・連という「二元的政治組織」に対応していることを軸に論を展開されているように、カバネ制度の起源を現実の政治組織との関わりで考察されており、私もこれは基本的に正しい方法であると思う。ところが、氏の問題関心はカバネ制度の起源の問題に集中している観があり、カバネ制度、及びそれをささえる理念である氏族系譜が、その現実の基盤である政治組織の変化といかにかかわり、どのような歴史の変遷をたどったか、ということがほとんど追求されていない。そのため、カバネ制度・氏族系譜のもつ理念的・固定的な側面のみが非常に強調される結果になっていると思う。しかしながら、氏も認められているように、カバネ制度はむろんのこと、氏族系譜もきわめて現実的な政治的機能を有するものであるから、本来固定的、自己完結的な構造をもつものではなく、それ自身のうちに現実の変化に対処しうる理念としくみを備えていたとみるべきであろう。私の溝口氏の所論に対する疑問は主としてこの点にある。以下、さらに具体的に検討を進めていきたい。

まず、溝口氏の氏族系譜についての見解を取り上げてみよう。氏によれば「大王への『奉仕の起源』を語るのが、結局この時期の全ての家記の終極目的であ⁽⁴⁾り（傍点原文）、「先祖の表示は……現在の自己の朝廷内における地位を根拠づけるためにこそあるので、氏族系譜の焦点はあくまでも現在の自己にある⁽⁵⁾」とされる。この点は私もまったく同感である。氏族系譜は、諸氏族の現実の政治的地位を、その先祖に由来するものとして正当化するという、きわめて現実的な政治的機能を有していたのである。かかる性格をもつ氏族系譜・氏祖伝承は、氏によれば、(一)「その始祖が、建国時、大王家の先祖との間にもっていた血縁関係」と、(二)「その始祖がどんな役割で建国当時、大王家の先祖につかえていたか」ということをその主要内容としていわれる。これまた、姓氏録などの氏族系譜について

いうのであれば、基本的に正しいといえよう。ただ氏においては、右の(一)、(二)をもとに氏族系譜に本来的な要素とみなし、しかも「皇別、神別という始祖系譜の二大類別」が、大和王権によって諸氏族が組織された当初まで遡るとされ、カバネ制度をこのような神話の出目にもとづく氏族の類別制度と考えられるわけであるから、氏は明らかに(一)を重視されており、氏族系譜とカバネ制度との関係もつばら(二)によって説明されている。しかしながら「皇別、神別という始祖系譜の二大類別」がふるい時期まで遡るとされる点にはわかにはしたがいがたい。溝口氏は、神別諸氏の始祖がはやくからムスヒ系三神に結び付られていたことを主張されるが、義江明子氏もいわれているように、こうした系譜が記紀にはほとんどみられず、姓氏録・古語拾遺・先代旧事本紀などの平安初期の文献に多くあらわれることについて、納得のいく説明がみられないのである。⁽⁷⁾ 神別の諸氏が、従来の始祖のうえにさらに皇室に関係のある神を祖先として加上して、系譜的に皇統に結びつけるとともに、結果として始祖が単一化していくのは、やはり記紀の編纂前後にはじまり、奈良末〜平安初期に一般化する現象とみるのが妥当であろう。⁽⁸⁾ (これは後述の渡来系氏族の系譜の姿容過程とも一致する)。それ以前の神別系の氏族系譜で中心的な地位を占めていたのは、天兒屋命・太玉命・野見宿禰⁽⁹⁾など、具体的な姿をもった始祖であったと考えられる。これらの始祖がかつて朝廷に仕えたごとく、その子孫の中臣・忌部・土師氏などの人々は永遠に朝廷に仕えるべきだ、あるいは仕えることができると観念されたのである。⁽¹⁰⁾ これらの諸氏の特異具体的な世襲的職業は、特殊具体的な始祖の存在によってのみ十分に正当化されえたとわけである。特定の世襲的職業をもって仕えるということが少なかった皇別系の諸氏では事情がやや異なり、皇室系譜との結び付きが比較的はやくから進行したと想像されるが、本来は武内宿禰や磐鹿六雁命の伝承のような、「奉仕の起源」

を語る祖先伝承がそれぞれのウヂにあったのであろう。稻荷山古墳出土の鉄剣銘は現存最古の系譜史料として貴重であるが、これは「奉事根原」を記すために作成されたことが明記されており、その点で後世の氏族系譜と同一の政治的性格を有している。⁽¹¹⁾ 一方、後世の氏族系譜との相違点として溝口氏は「上祖オホビコが大王の系譜とまだつながっていないようにみえること、職掌の表示はあるが氏姓（ウヂの名前）の表示がないことの二点⁽¹²⁾」を指摘されている。いずれも鉄剣銘の考察にとって重要な指摘であると思われる。後者については別の機会にゆずることとして、前者については溝口氏は「周知のことなので省略したという見方も後世の文献の例からみてできないわけではないが、まだ皇裔系譜は成立していなかったとみることもできる」とされ、態度を保留されている。⁽¹³⁾ 「後世の文献の例」というのがどのようなものを指すのか明らかでないが、姓氏録や古語拾遺はもちろんのこと、粟鹿大神元記・丹生祝氏本系帳・和氣氏系図・海部系図など、現存の奈良・平安初期の系譜・系図でも、皇祖神ないし歴代天皇との関係は、周知のことと思われるにもかかわらず、決して省略されてはいないのである。したがって、オホビコが記紀に見える大彦命（大毘古命—孝元天皇皇子）のことであったとしても、鉄剣銘においてのみ大王家との系譜関係が省略されたこととみることは無理であろう。まして、氏のごとく始祖と皇室との系譜関係を氏族系譜の本源的要素とみる立場からすれば、系譜のもっとも重要な部分を省略したことになってしまい、きわめて不自然である。やはり、鉄剣銘の段階ではオホビコは大王家の系譜に結びつけられていなかった（あるいは孝元天皇の系譜自体がまだ成立していなかった）とみるのが妥当であろう。私は、いわゆる「皇別」系のウヂの系譜は古い段階ではこのような形態が一般的であったと思う。いずれにしても、鉄剣銘は「奉事根原」を記しているにもかかわらず、氏族系譜の二つの要素のうち、(一)の大

王家との系譜関係についてはまったくふれておらず、(一)にあたる上祖のオホビコ以来現在のヲワケの臣まで「世々為三枚刀人首一奉事来」ことをもつばら述べているのであるから、この点からも氏族系譜に本源的な属性である「奉仕の起源」を記すというのは、本来始祖以来の祖先が代々朝廷にどのように仕えて来たかを述べることであつて、始祖と天皇家との系譜関係は付加的、後次的な要素にすぎないことが明らかであろう。

なお溝口氏は、氏族系譜・カバネ制度の考察にあたって、本来的・本質的なものでないと考えられてであろうか、渡来系の氏族をはじめから除外されているが、これはカバネ制度はむろんのこと、氏族系譜の研究方法としてもきわめて問題であると思う。氏がカバネ制度をもつて出自による氏族の類別と解された理由の一つは、「皇別、神別という始祖系譜の二大類別」が「臣、連という大化前代の二大カバネの類別と対応している」ことである。しかしながら、姓氏録が皇別・神別・諸蕃という三大類別(三体)をとっていることが端的に示しているように、渡来系の氏族もそれぞれの氏族系譜を所持しており、むろんカバネの秩序にも組織されているのである。しかも、おそくとも五世紀末ごろまでには、渡来系の人々が大和王権の政治組織の一部を構成していたということは古代史研究者にほぼ共通した認識といつてよいであろう。したがつて、カバネの秩序は本来的に渡来人をも組織しうる原理を内包していたのであり、氏族系譜は渡来系氏族にとつても同様の政治的意義を有するものであつたと考えなくてはならない。事実、渡来系氏族の系譜は、奈良時代においてもその多くは天皇系譜に結びつけられていないという、神別・皇別系氏族の系譜と異なった形態をとるが、それにもかかわらず他の氏族系譜と同様の政治的性格を有していることが指摘できる。すなわち、まず第一に、文筆を世業とする渡来系氏族は、それにふさわしい典籍に通暁した人物を始祖とするこ

とが多い。西文氏の王仁や、白猪・船・津三氏の始祖王辰爾などはその代表的な例であるが、吉水連や広階連などの中小の渡来系氏族にも同様の事例のあることが指摘されている。⁽¹⁵⁾ つぎに渡来系氏族においても、特に奈良時代の末期以降、祖先が加上されていく傾向が顕著に認められる。阿知使主を始祖としていた東漢氏系の坂上氏が、はじめ「阿知王」を後漢靈帝の曾孫として漢室の後裔を称するのが延暦四年であり、⁽¹⁶⁾ 王仁や王辰爾もあいついで漢の高帝や百済の貴須王に系譜を結びつけるようになる。⁽¹⁷⁾ しかもこのような新しい系譜は、いずれも改賜姓の請願文のなかで主張されており、カバネの秩序と氏族系譜が密接に関連していること、これまた渡来系以外のウヂの場合とまったく同じである。また、右の系統以外でも、姓氏録には中国の歴代の帝室・諸侯や百済・高句麗の王室などの後裔を名のる氏族が多数収録されているが、記紀にはこのような所伝はいっさい載せられていないし、なかには奈良時代後半においてもまだそのような系譜を称えていないことが確認できるウヂもある⁽¹⁸⁾ので、⁽¹⁹⁾ 秦氏をはじめそれらの氏族の多くは奈良末・平安初期に祖先が加上されて姓氏録のごとき系譜になったとみて大過あるまい。

このように渡来系氏族の系譜においても、本来自分たちの政治上の立場にふさわしい始祖をかかげて「奉仕の起源」を述べることにその中心的意義があつたが、奈良末以降、従来の始祖にさらに祖先を加上して出自を権威づけていった。これは既述の神別系の始祖の性格、祖先の加上傾向とまったく軌を一にしており、同様の政治的意図を有していたことが知られる。したがって、氏族系譜の本源の形態やその後の変遷過程、また氏族系譜とカバネ制度の関係などの諸問題は、渡来系氏族の系譜をも視野に入れて考察されねばならないであろう。もし、このような見方が大筋において認められるとすれば、氏族系譜における祖先の加上という動きの重要性を認めず、神話的始祖と皇統譜の結

びつきを氏族系譜の本源の形態とみて、カバネ制度を皇室との系譜上の親疎関係にもとづく氏族の類別と解される溝口氏の見解はその基礎を失うことになりかねないであろう。

既述のごとく、溝口氏は氏族系譜の現実的機能を強調されるにもかかわらず、その歴史的变化についてはほとんどふれておられない。しかしながら、氏族系譜がウヂの政治的地位の正当化という機能をもつかぎり、ウヂの政治的地位が変動すれば、それにもなって氏族系譜も——むろんそれに内在する論理にしたがってではあるが——その形態を変化させずには、現実の地位を十分に根拠づけることはできなくなってしまふであろう。後文でも述べるように、いったん公的に承認された氏族系譜は種々の文献に記載されて固定化されるといふことは否定できない。従来、軽視ないしみすごされてきた氏族系譜のもつかかる側面の重要性を溝口氏が強調された功績は大きいが、それにもかかわらず、諸氏は政治的地位が変化すると、加上下か付会といった古文獻の記載と齟齬しない方法によって従来の系譜を現実の地位に適合したものに改変していくのである。溝口氏は、姓氏録の序文にもとづいて、氏族系譜の誤りは、始祖・別祖などの名をでたらめにつくる「偽造」によってではなく、他氏の先祖を自分の先祖にしてしまふ「假冒」によつてもつばらおこることを指摘されている。²⁰⁾これは古代の氏族系譜が公的な性格を有しており、外部から種々の規制がはたらいて、系譜の改変に一定のワクがはめられていたことを示すものとし重要な指摘であると思うが、本節で取り上げた祖先の加上とは、まさに右の假冒の一形態にはかならないのであつて、系譜変容の一般的原则とも合致するのである。すなわち、祖先の加上とは、具体的には記紀に記された歴代の天皇・皇子や神代史に登場する神、あるいは民間で信仰されている神（ムスヒ系の神など）、さらには中国・朝鮮の歴代の皇帝・王などを自己の系譜に取

り込んで始祖とすることであつて、新しく始祖を創作することはまずない。これは古文獻の記載を変更することなく、その闕を補うという形で新しい系譜をつくるからなのである。すなわち氏族系譜は、その内容を固定化する働きをもつた古文獻と、たえず自己に有利なように改変しようとする諸氏族の動きの對抗關係によつて、現実の歴史を反映しながら一定の方式によつて変容していったとみるべきであらう。伴造系の諸氏族が、大化後祖先を加上して自己の系譜を皇室の祖先神に結びつけていったことを指摘された阿部武彦氏は、これは「氏族制度の時代にあつては、現実の氏族の地位、職業を決定づけていた祖先が、氏族制度が廃止されて新しい中央集権的官僚國家の成立と共に、その祖先の權威を失ひ、天皇を中心とした古代國家にふさわしく、彼等はその祖先を皇室に結びつけ」たのであるとい⁽²¹⁾われている。氏族系譜の現実的機能を認めるかぎり、私も記紀と姓氏錄などとの間の系譜のちがいは、このように現実の歴史過程を根底にすえて理解するのが正しいと考える。

注 (1) 瀧口氏、前掲書、及び前掲論文。

- (2) 吉田孝「ウヂとイヘ」(『新編日本史研究入門』)
- (3) 義江明子「古代の氏と家について」(『歴史と地理』三三三)
- (4) 瀧口氏、前掲論文(下)
- (5) 瀧口氏、前掲書三六五頁。
- (6) 瀧口氏、前掲論文(下)
- (7) 義江明子「橘氏の成立と氏神の形成」(『日本史研究』二四八)
- (8) 阿部武彦「古事記の氏族系譜」(『古事記大成』四)
- (9) 書紀垂仁三二年七月己卯条には「所謂野見宿祢、是土部連等之始祖也」とあるが、これは野見宿祢が本来は土師氏の文字

通りの始祖とされていたことを示すのではなからうか。

- (10) 阿部氏、前掲論文。
- (11) 溝口氏、前掲書三六四頁以下。義江氏、注(3)前掲論文。
- (12) 溝口氏、前掲書三六七頁。
- (13) 溝口氏、前掲書三六七頁。
- (14) 溝口氏、前掲書第二章第一節。
- (15) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇 第五卷序文参照。
- (16) 統紀延暦四年六月癸酉条。
- (17) 統紀延暦一〇年四月戊戌条、同延暦九年七月辛巳条。
- (18) 難波連・高麗朝臣の兩氏は姓氏録ではいずれも高句麗王の後裔となっているが、それぞれ統紀の天平宝字二年四月己巳条と延暦八年一〇月乙酉条ではそのような系譜を称えてはいない。
- (19) このような動きは民間ではさらに進み、大同年間にはついに魯王・吳王・高句麗王・漢の高祖などの渡来系氏族の始祖を天御中主尊の後裔とする「倭漢物歴帝譜図」なる系図が出現し、流布していたが、政府はこれを禁じている(後紀大同四年二月辛亥条)。
- (20) 溝口氏、前掲書二二頁。
- (21) 阿部氏、前掲論文。

つぎに溝口氏のカバネ制度に関する見解について検討してみよう。氏族系譜・氏祖伝承などによって示される系譜觀念がカバネ制度と密接不可分なことを強調された溝口氏は、そこからさらに進んで、系譜觀念こそはカバネ制度の理念そのものであり、氏族系譜はカバネ制度の成立とともに、それを維持するために形成されたものとみられる。⁽¹⁾私はカバネの秩序が系譜觀念と密接に関連する身分秩序であることは氏の指摘のとおりであると思うが、系譜觀念がカバネの秩序の理念そのものであるとは考えない。というのは、系譜觀念は現実の地位を根拠づけるという機能を有するとはいつても、それ自体としては遠い祖先たちについての神話的、伝承的性格のつよい觀念であつて、現実の地位の變化が系譜に反映するには一般的にいつて一定の時間が必要と思われるのに対して、カバネの秩序をささえる理念は、現実の地位は遠い祖先の功績に由来するとする系譜觀念と深く結びつきつても、それに加えて現実の政治的地位の變化をよりストレートに反映する性格をもつていたと考えられるからである。具体的にいふと、たとえば令制下において数は多くないが明らかに個人の功績を褒賞した賜姓がおこなわれている。坂上弼麻呂ら五人が仲麻呂の乱の功績によつて、叙位とともに賜姓されているのはその代表的な例であるが、ほかに宮垣の築造、⁽²⁾橘奈良麻呂らの謀議の密告、⁽⁴⁾「阿姊之勞」⁽⁵⁾などを褒賞して改賜姓が実施されている。理由が明記されていないものでも、個人的な功績による賜姓と思われるものはほかにも少なからず存在する。またこれとは逆に、罪人に対してはしばしば姓の貶奪がおこなわれた。⁽⁶⁾これらはカバネの理念が系譜觀念そのものではなく、カバネを負っている特定個人の政治上の功績や罪過

によつても左右されうるものと観念されていたことを端的に示している。

では、カバネの秩序をささえる理念において祖先に関わる系譜観念と現実の個人の功績とはどのような関係にあつたのであろうか。つぎに掲げる古語拾遺の記述はこの問題を考える手懸りを与えてくれる。

至三千淨御原朝一、改三天下万姓一、而為三八等一。唯序三当年之勞一、不レ本三天降之績一。

ここで古語拾遺の著者齋部広成は、直接には天武朝の「八色の姓」で中臣氏が第二等の朝臣、忌部氏が第三等の宿祿を賜与されたことを、天孫降臨の際における忌部・中臣両氏の始祖（太玉命と天兒屋命）の功績によらず、「当年の勞」すなわち天武政権に対する功勞によつて決定されたものだと批判しているわけである。本書は、そこに働いている撰進意図から、その記載をただちに事実、または古伝とみなすわけにはいかないが、^(?)ここから広成のカバネについての認識を読み取ることは不当ではあるまい。まず、広成の立場からすれば、カバネは「天降之績」一、一般的に言えば祖先の功績にもとづいて与えられるべきものであった。古語拾遺の主張するところでは「肇レ自三神代一」、中臣・齋部供三奉神事一、無レ有三差降二」なので、忌部氏も中臣氏と同等のカバネを賜与されてしかるべきだといふわけである。この点は、いうまでもなくカバネが系譜観念と密接に関連していることを示しているのであるが、注意すべきはここでも系譜観念とは、溝口氏がいわれるごとく「天皇家との親疎関係」ではなく、天皇家に対する祖先の功績と理解されていることである。つぎに広成によれば、中臣氏が朝臣を賜与されたのは「当年之勞」によつたためだといふ。このような忌部氏の主張は、もともと中臣氏が連のカバネをもち、大夫を出す家柄であつたのに対し、忌部氏は首のカバネで大夫を出した形跡もないことなどからみて、文字どおりに信ずるわけにはいかないが、「八色の姓」

の賜与が祖先の功績などの系譜觀念だけによつたのではなく、それに「当年の勞」を加味して実施されたということ
は事実であつたと考えられる。「八色の姓」の賜与には、従来の自然的なカバネの秩序を継承しようとする側面と、
それを新たな一元的な政治秩序に適合的な序列に改変しようとする側面とがあつた。後者については次節であらた
めて取り上げるとして、前者についていえば、「八色の姓」の真人・朝臣・宿祿・忌寸の上位四姓は旧姓の公・臣・
連・直にはほゞ対応して、それらを継承する意図のあつたことが看取される。ところが、部分的ながら重要な変更
も加えられているのであつて、朝臣を例にとると、天神系の中臣連・物部連や地祇系の大三輪君などが皇別系の旧姓
臣の諸氏を原則とした朝臣姓を賜与されている。このような修正は、当時における諸氏の現実の地位を考慮して加え
られたものと考えられ、「八色の姓」の序列は、全体としてみると「大化以来の諸氏の政界における地位・序列に
ほゞそつている」のである。⁽⁸⁾ もっとも「八色の姓」は、直接には「氏姓大小」を基準に加えた淨御原考仕令の考選法
実施の前提として必要な族姓改革、というきわめて現実的な政治目的をになつて実施されたのであるから、「当年之
勞」を考慮に入れ、現実の政治秩序に密着したカバネの秩序を構築しようとしたのはむしろ当然のことであつたとい
えよう。溝口氏のごとく、カバネを出自による氏族の類別と考えれば、「八色の姓」における賜姓は、部分的には
あるが本来の原則をくずしたものであるといふことになるが、⁽¹⁰⁾ 後文で述べるようにカバネを支配者集團の母胎となつてい
る同族組織（Ⅱウヂ）の編成原理とみる立場に立てば、必ずしも本来の原則をくずしたとみる必要はない。私はもとも
とカバネは遠い祖先の功績Ⅱ系譜觀念にもとづくことを基本とするが、「当年之勞」が著しい場合にはそれをも考慮
して新しいカバネが賜与されることがあつたのではないかと想像する。カバネの賜与に「当年之勞」をも考慮するこ

とによって、カバネの秩序はよりスムーズに諸氏の政治的地位の変動に対応できるし、渡来人や地方豪族などカバネの秩序に編成されていなかった人々を新たに組織していくことも可能となるのである。カバネ制度の推移などからみて、私はカバネの秩序をささえる理念に、本来このような現実的な要素があったと考える。なお、私見によれば、当時の支配層の意識において祖先の功績と「当年之勞」は絶体的に対立するものではなく、連続するものと考えられており、「当年之勞」はときがたてばやがて昇華して祖先の功績の一部を構成するようになるのであって、この点からいっても「当年之勞」はカバネの秩序をささえる理念として必ずしも異質のものではないと思われる。

前節で検討したように、氏族系譜とは諸氏の「奉仕の起源」を記したものであり、「奉仕の起源」とは具体的に始祖以来の代々の祖先が朝廷に仕えてきたさまをいうのであるが、ではなぜカバネは「当代之勞」のみでなく、かかる始祖以来の功績によって賜与されるべきものと考えられていたのであろうか。私はこの点も説明しなかり、カバネをささえる理念を十分に明らかにすることはできないと思う。そこで注目されるのは、カバネが一方では子孫が代々それを継ぎ伝えるとともに永遠に朝廷に仕えていくべきものと考えられていることであり、これがカバネは代々の祖先の功績によるべきだとする観念と表裏の関係にあったと考えられる。すなわち、カバネは自分一代限りのものではなく、子々孫々へ伝えられていくものであるから、当人だけではなく先祖代々の功績によって賜与されるべきだと観念されていたと思うのである。

天平八年に葛城王・佐為王らは上表して「願賜_三橋宿祢之姓_一、戴_三先帝之厚命_一、流_三橋氏之殊名_一、万歳無_レ窮、千葉相伝」と願ひ出たところ（統紀同年十一月丙戌条）、「詔曰、……一依_三来乞_一賜_三橋宿祢之姓_一。千秋万歳相継

無レ窮」と許可された(統紀同年十一月壬辰条)。また天平一一年、申請によって高安王らに大原真人の姓を賜与した詔には「今依レ所レ請賜ニ大原真人姓」。子子相承、歴三万代ニ而無レ絶、孫々永繼、冠三千秋ニ以不レ窮」とある(統紀同年四月甲子条)。いずれもカバネ(カバネ姓)は子々孫々が永遠につきつたえていくべきものであることが強調されている。またさきの葛城王らの上表文中には、王らがかねてより臣籍降下を願っていたことを「諸王等願下賜ニ臣連姓ニ供中奉朝廷上」と述べている。「臣連姓」とは、ここではカバネあるいはカバネ姓一般のことをいっているものと解されるから、カバネ姓をもつということは朝廷に仕えることの表徴であつたわけである。また神龜元年、聖武天皇が即位したときの宣命の末尾に「又官々仕奉韓人部一人二人_尔其負而可仕奉姓名賜」とあるが(統紀同年二月甲午条)、「負而可仕奉姓名」とは、「身に負つて官人として仕えるのにふさわしいカバネナ」という意味で、こゝでもカバネナ、すなわちカバネ姓を負うことと官人として仕えることが一体のものと觀念されている。要するにカバネを賜与されるということは、それを負つた父系の一族(ウヂ)が子々孫々にわたつて天皇に仕えていくべきことを意味したのである。

さて、そうするとこれは、統紀の宣命に「_{祖名}平_{戴持}而天地与_共尔_{長久遠}久_遠仕奉礼」(天平一五年五月癸卯条)とあり、万葉集に「_{皇祖}神_之御門_尔外_重尔_立候_内重_尔仕_奉玉_葛弥_遠長_{祖名}文_繼往_{物与}」(四四三)、「_{人子者}祖名不絶_{大君}尔_{麻都呂布}物能」(四〇九四)などとしてみえるものと同一の思想、觀念にはかならないであらう。「祖の名」を本居宣長は「氏々の、各先祖より仕奉_り来たる職業也」とし、中田薫は「_{祖名}は、氏名(ウヂの名称―熊谷注)を意味する」と解している(12)。むろん、いずれも誤りとはいえないが、やや

意識にすぎないように思われる。特に宣長の解釈は、令制下の統紀や万葉集でさかんにつかわれていることからすれば、名を一般に職業と解してしまつては令制下の政治体制にそぐわなくなつてしまふ。「祖の名」とは、第一義的にはやはり「祖先の名」と解すべきであろう。ただこの場合の「名」とは「大夫者マスラフハ、名乎之立倍之ナツシタツベシ、後代尔聞継人毛ノチノヨニキツグヒトモ、可多里都具我祢カタルツグガネ」（万葉集四一六五）と歌われているのと同義で、高名、名声といった意味であると思われる。したがつて「祖の名」とは「祖先の名声」、すなわち具体的には祖先のたてたかすかずの功績をさすことになり、「祖名乎戴持而」や「祖名文継往物」、さらには「己我先祖乃名乎興繼比呂米武ミナコトモ」（統紀天平宝字八年九月甲寅条）、「安多良之伎アタラシキ、吉用伎曾之名曾キヨキソノナツ、於煩呂加尔オボロカニ、己許呂於母比豆ココロオモヒテ、牟奈許等母ムナコトモ、於夜之名多都奈オヤノナタツナ」（万葉集四四六五）といった用例の意味もよく理解できる。ところが、祖先の功績によつてカバネが与えられウヂをおこすものと考えられていたので、「祖の名」を絶つことは、「己我氏門乎毛滅ミナコトモ」（統紀天応元年四月辛卯条）などともいわれたように、現実には謀反などの大罪を犯してカバネを剝奪され、ウヂとしての存続がとだえてしまふことであつた。換言すれば、カバネ（むしろカバネナ、すなわちいわゆるウヂの名称とカバネを合わせたものといつた方が正確であろう）はかかる意味での「祖の名」を象徴するものであり、それを承継いだ父系の子孫は父祖と同じ政治的地位に就きうる資格をもつと同時に、祖先の高名をけがさぬよう、祖先が仕えたごとく、永遠に天皇に仕えていかななくてはならないと観念されたのである。

このようにカバネの秩序をささえる理念には、祖先の功績によつてその子孫は代々父祖と同等の地位につく資格を有するとみなされると同時に、始祖以来の地位を維持するためには、代々の祖先が仕えたように忠実に天皇につかえ

なければならぬという、いわば互恵的・相互依存的性格があったことを確認しておくことが重要であると思われる。父祖と同等の地位につく資格をもつという前者の側面は、族制的な政治体制に適合的なイデオロギーといふことができるであろうし、祖先たちが仕えたごとく永遠に天皇につかえなければならぬという後者の側面は、ウヂの存在があくまでも王権の存在を前提としていることを端的に物語っており、天皇制をささえるイデオロギーとして機能したであろう。この点は律令国家段階における氏族、あるいは「王民制的秩序」の存在意義を考えるにあたってきわめて重要と思われるが、小稿の目的からややはずれるので、稿を改めて論じてみたい。

注(1) 溝口氏、前掲書第二章第四、五節参照。

(2) 統紀天平宝字八年九月乙巳条。

(3) 同右天平一四年八月丁丑条。

(4) 同右天平宝字元年七月辛亥条。

(5) 同右天平宝字元年八月戊寅条。

(6) 義江明子「律令制下の公民の姓秩序」(『史学雑誌』八四—一二)参照。

(7) 津田左右吉「古語拾遺の研究」(『日本古典の研究』下)

(8) 原島礼二「天武八姓の歴史的意義」(『歴史評論』二二二、三)

(9) 拙稿「天武政権の律令官人化政策」(『関見先生選歴記念日本古代史研究』)

(10) 溝口氏、前掲書第二章第二節。

(11) 本居宣長『統紀歴朝詔詞解』(筑摩版 本居宣長全集 第七卷 二七一頁)

(12) 中田薫「祖名相統再考」(『法制史論集』第三卷下)

三

統紀の改賜姓記事を検討された溝口氏は「改賜姓記事中、理由を明記してあるものについてみると、その殆んどが出自を理由にしている。勲功を申し添えてあるものもまれにあるが、出自はそれだけで、つねに唯一絶対の理由となり得ている。」⁽¹⁾「階層による縦の差を含みながら同族同姓の原理が働いているのである。例えば中臣氏は連系であるから、天武改賜姓以後、中臣系の称しうる姓は、朝臣、宿祢、連である。……臣になることは絶対ない」⁽²⁾（傍点―熊谷）といわれている。「つねに唯一絶対の理由」というのは、既述のごとく勲功による改賜姓が少なからずあったし、祖先の功績を理由とした改賜姓もみうけられるので、いい過ぎといわざるをえないが、奈良時代の改賜姓の多くが「同族」たることを根拠としていえると考えられることは確かである。たとえば、溝口氏もあげられているが、延暦一〇年に出雲臣祖人が

臣等本系、出_レ自_二天穗日命_一。其天穗日命十四世孫曰_三野見宿祢_一。野見宿祢之後、土師氏人等、或為_二宿祢_一、或為_三朝臣_一。臣等同為_二一祖之後_一、独漏_三均養之仁_一。伏望与_三彼宿祢之族_一、同預_三改_レ姓之例_一。

と願ひ出て許可されているものなどはその一例である（統紀同年九月丁丑条）。このような事例の多いことから溝口氏は「統日本紀の改賜姓記事を見ると、カバネの基礎は出自にある、という觀念があきらかにみてとれる。しかもその場合の出自は繰り返し述べたように神話、伝説的な出自である」とされ⁽⁴⁾、カバネを神話的出自にもとづく氏族の類別とみる考えの一つと根拠とされている。

右のごとき改賜姓記事を氏のように解することは正しいであろうか。私はそう解する必要はないと考える。たとえ
ば右にあげた出雲臣祖人の場合であるが、請願文で述べているところは、これ以前に朝臣姓や宿祢姓を賜与されてい
た土師氏と「一祖之後」であるにもかかわらず、いまだに臣姓であることを述べたてているだけであって、カバネが
祖先の功績によって賜与されるものであるとすれば、その祖先を同じくする、すなわち同祖であることを理由に改賜
姓を請願するのはごく当然な論理である。実は、つぎにふれるように、奈良時代の改賜姓の多くは、天武朝に「八
色の姓」の忌寸以上を賜与されたウヂの同族ないしは系譜上の支流のウヂに対しておこなわれたのであって、奈良時
代の改賜姓記事の多くが同族・同祖を理由にしているのはそのためである。

令制下の朝臣賜姓を分析された宇根俊範氏も、アプローチのしかたは異なるが、溝口氏と同様の事実注目されて
いる。すなわち、氏によると、持統と光仁朝の「朝臣賜姓六三例のうち宿祢より朝臣に上昇したものは五例、忌寸か
ら朝臣に移ったものはまったくないのであり、その他の臣・公・連等からの改賜姓がその主たるものとなっているの
である。もし、カバネが個人の昇進に即応し流動的な性格を持つていならば、朝臣のすぐ下位にある宿祢・忌寸よ
り朝臣へ上昇する改賜姓が一般的とならなければならない。……光仁朝までに朝臣賜姓されたものほとんどは既、存
の朝臣、氏族の同族、に対して行なわれたものであって、決してむやみやたらに個人の官位の上昇に連動して賜与されて
いるのではない」(傍点―熊谷)とされている。期せずして溝口氏と同様に、「同族」関係が奈良時代の改賜姓の重
要な契機として働いていることに注目されているのである。このことは、従来漠然とは知られていても意識的に取り
あげられることはなかったが、奈良時代の改賜姓を考察するにあたってきわめて重要な事実であると思われる。た

だし、両氏とも「同族」という言葉を使用されているが、改賜姓の根拠とされた「同族」関係には種々の性格のものが含まれていて、たとえばさきの出雲臣祖人の場合など系譜上の本宗氏である土師氏との間に実体的な同族結合があったとは考えにくい。そこで本稿では「同族」という言葉はさけて、系譜関係があるということで「同祖関係」という用語を用いることにしたい。

さて、宇根氏は光仁朝までの朝臣賜姓が「既存の朝臣氏族」にほぼ限られていたことをもって「既存のカバネナ秩序の枠内で行なわれている」、すなわち「八色の姓」によって確立したカバネの秩序を変更するものではなかったと評価されている。それに対して桓武朝以後は「既存の朝臣氏族との同族関係によらず、カバネナ秩序の枠外から新たに」「異質の朝臣氏族が数多く誕生してくる。」「この後平安貴族社会を担うべき朝臣氏族が一挙に出現するのである。」これは桓武朝における「官人社会の大変革」の前提をなすもので、「今までの官人制を支えていたカバネナ秩序の改変が（官人社会の変革には）熊谷補）必要不可欠」であったためとされ、「桓武天皇は、ほぼ同族だけに限られていた朝臣賜姓をその出自にかかわりなく行なうこととし、旧来の門閥主義を否定した」といわれている。⁽⁶⁾宇根氏が、桓武朝の改賜姓が従来原則を大幅に変更した画期的なものであり、それが平安貴族の誕生につながる「官人社会の大変革」の遂行に不可欠のものであったとされる点はすぐれた見方であり、私もしたがいたいと思う。

溝口氏はカバネ制度を神話的の出自による氏族の類別と考えられるので、カバネ制度のかかる性格はその当初においてもっともよくあてはまるが、時代がくだるにつれて原則がくずれ、したがってその意義が低下していくとみざるをえない。このようにカバネ制度はふるい時代ほど純粹で、典型的であったとするのは国学者以来の伝統的な考え方で

あり、現在でも根強く存在する。しかしながら、これはカバネの本質の把握のしかたしだいではまったく異なった見方が可能と思われる。

カバネ制度の歴史が「八色の姓」をさかいらして前後二時期に大きく分けられるということは大方の異論のないところであろう。石母田氏はその前期のカバネの秩序について、「全体としてみれば、むしろ無秩序性あるいは非体系性の特徴としている⁽⁷⁾」といわれているが、これは前期のカバネの秩序の一面を的確にいい表わしていると思う。このことは、私見によれば、石母田氏自身が大化前代の政治組織について「主として伴造制・部民制のなからいわば自然的に成長してきた断片的な諸官司の集合体として存在する⁽⁸⁾」といわれていることと対応するものと考えられる。すなわち、大化前代においては支配層に属する人々が個別的に王権と特殊・具体的な支配・隸属関係に入ることによって政治組織が順次形成されていく⁽⁹⁾が、大和王権は政治組織を形づくっている臣・連・伴造・国造などの支配層の母胎である同族組織（ニウヂ）を、各々が政治組織内で世襲的に占める地位に応じてカバネを賜与することによって秩序づけ、かかる政治組織を世襲的・族制的体制として維持しようとしたのである。したがってカバネの秩序は、当然のことながら「断片的な諸官司の集合体」という政治組織の相似形を呈し、「非体系性」あるいは「『氏』別の、いわゆる『タテ割り』的体制⁽¹⁰⁾」をその特徴とする。石母田氏はこれを「王民制的秩序」と呼ばれた。このようにカバネは、第一義的には支配者集団の母体であるウヂの編成原理とみるべきものである。ところが、ウヂにその「政治組織内で世襲的に占める地位」に応じてカバネを賜与して組織化するに際して、かかる地位は、当時の支配層の意識では、既述のごとく系譜上の始祖、及びそれ以降の代々の祖先の朝廷に対する奉仕によって決定されると觀念されたから、カバ

ネは当時の人々の主観においては系譜上の祖先の功績によって、その子孫にあたる一族に与えられるものと考えられたのであり、公・臣・連・直などのカバネのちがいが出自のちがいを示すことになったのである。

カバネは、何よりも支配者集団の母胎であるウヂの組織原理であつたから、支配者集団の内部構造が変革されれば、カバネの秩序もまたそれに適合したものに改変される。律令国家の形成過程において従来の自然的な断片的諸官司は、上からの統一的な原理によって分割・統合がおこなわれ、律令的な国家機構に再編された。⁽¹¹⁾ またこの国家機構を運用する支配者集団は位階制を基軸にした一元的な「有位者集団」として編成される。天武朝の「八色の姓」は、直接的には「氏姓大小」を基準に加えた淨御原考仕令の考選法実施のための族姓改革という意味をもっていたように、明らかに位階制を基軸とした支配層の編成に適合的なカバネの秩序を創出しようとしたものであつた。この天武朝の「八色の姓」によって新たに形成されたカバネの秩序は、宇根氏が明らかにされたように、奈良時代を通じてほぼ維持されるが、支配層の再編成が進行する平安初期に至って「八色の姓」のカバネの秩序に大きな変更が加えられ、平安貴族社会に適合的なカバネの秩序に再編されるのである。

以上に概観したように、大化前代から平安初期に至るカバネ制度は、たえずその現実的基盤である支配者集団の結集形態の変化と密接に関連しながら推移していることがうかがわれる。これはくり返し述べるように、カバネの本質が支配者集団の母胎であるウヂをその政治的地位に応じて組織するとともに、その地位を根拠づけ、支配層内部の階層性を世代を越えて維持するところにあつたからであり、カバネはかかる機能を本質とするという点では大化前代から平安初期まで基本的に何ら変化していないとみることができるのである。

注 (1) 溝口氏、前掲書一八四頁。

(2) 溝口氏、前掲書一八六頁。

(3) たとえば讃岐国造の子孫を称する凡直千継らは「因ニ先祖之業一、賜ニ讃岐公之姓一」と願ひ出て許可されているし(統紀延暦一〇年九月丙子条)、津連真道と西文氏の文忌寸最弟は、それぞれ百済の貴須王・漢の高帝の後裔を主張するとも、代々の先祖が朝廷に忠実につかえたことを訴えて、改姓に成功している(統紀延暦九年七月辛巳条、同一〇年四月戊戌条)。

(4) 溝口氏、前掲書一八六頁。

(5) 字根俊範「律令制下における改賜姓について―朝臣賜姓を中心として―」(『史学研究』一四七)

(6) 字根氏、前掲論文。

(7) 石母田正「古代の身分秩序」(『日本古代国家論』第一部)

(8) 石母田正『日本の古代国家』二五九頁。

(9) たとえば稲荷山鉄剣銘などはその具体例である。

(10) 石母田氏、前掲書一三〇頁。

(11) 石母田氏、前掲書第三章第四節。

四

奈良時代の改賜姓の大部分は、字根・溝口両氏が指摘されたように、同祖関係が根拠となつていと考えられるが、そこで問題となつてくるのがこの同祖関係の性格である。姓は父系によつて継承されることを原則としたから、同祖関係をもつ人々の中に事実上の血族が含まれることはいうまでもない。ところがそのような父系の血族は同姓で

あることがふつうであつて、改賜姓の際にもち出される同祖関係は、むしろそのような血族の範囲を越えた系譜上の関係であることが多い。このような系譜関係の当否は、多くの場合事実によつて確かめることは不可能であり、結局、社会的、政治的に認知されることによつて正当性が付与されるのである。特にわが国の古代においては、溝口氏も指摘されているように、氏族系譜は公的な性格を有していたので、同祖関係は国家的に承認されることによつてはじめて十分な正当性を獲得することができ、改賜姓の根拠としても認められたと考えられる。そこで本節では、同祖関係の性格を究明するための基礎的作業として、一般に同祖関係がいかにして公的に承認されたかということを考察してみることとする。

周知のごとく、新撰姓氏録は神別・皇別・諸蕃の三体と、「出自——」・「——同祖——之後」・「——之後」という三例によつて諸氏の提出した本系帳を分類・配列して成つたものであるが、このうち三例は諸氏の主張する同祖関係がいかにして公認されたかという問題を考えるうえで貴重な材料を我々に提供してくれる。姓氏録の序文は三例をつぎのごとく説明している。

(A)枝別之宗・特立之祖、書曰「出自——」。(B)或古記・本系並録而載、或載「古記」而漏「本系」、或載「本系」而漏「古記」、書曰「同祖之後」。(C)宗氏・古記雖「云三遺漏」、而立「祖不」謬、但事涉「狐疑」、書曰「之後」。(D)所「以」辨「遠近」示「中親疎」、是為「三例」也。

(訓みは関見氏にしたがい、(A) (B)の符号は熊谷が便宜的につけた。)

この部分は序文中でもっとも難解な箇所、従来種々の解釈がされてきているが、これまでは「本系」・「宗氏」

についての理解がはなはだあいまいであったと思う。私は「本系」と「宗氏」はいずれも「古記」に對置されているという点で対応しており、両者とも「宗氏の本系」すなわち「本宗氏の本系帳」の意であると考える。「本系」・「宗氏」をこのように解釈すると、この箇所⁽⁴⁾の文意は従来より一層明瞭とならう。まず(A)の部分は系譜上の本宗のウヂ（「枝別之宗」）と、他氏と系譜関係のない始祖を立てたウヂ（「特立之祖」）の本系には「出自」と表記する、という意味である。すると、これ以外のウヂは、すべて自己の本系で(A)の「特立之祖」以外のウヂの支流であると主張していることになる。したがって、(B)と(C)の箇所はそのような支流のウヂの主張する同祖関係を古記及びその本宗にあたるウヂの本系と対校した結果の表示であると解される。すなわち、(B)は支流のウヂの主張する同祖関係が古記及び本宗氏の本系の双方、あるいははいずれか一方に記載されている場合には「○○（本宗氏の名称）同祖○○（始祖・別祖名）之後」と表記するという意であり、(C)は支流のウヂの主張する同祖関係には疑義が存する場合にはにも記載されておらず、立てられた祖は必ずしも誤っていないが、その主張する同祖関係には疑義が存する場合は「○○（始祖・別祖名）之後」とのみ記すことにしたと解される。このように解して大過ないとすれば、(B)と(C)は古記と本宗氏の本系による同祖関係の判定の表示という意味をもつことになり、(B)の「○○同祖○○之後」という表記は姓氏録の編纂者、いかえれば国家がかかる同祖関係を認定したということであり、同祖関係の認定にいたらなかったものはただ「○○之後」とのみ表記したということであろう。要するに三例とは、国家による諸氏の本枝関係の認定結果の表示とみるべきものであり、その際に古記と本宗氏の本系の記載が諸氏の主張する同祖関係を判定する客観的基準とされたということに注目しておきたい。

つぎに掲げる延暦一八年に諸氏に本系帳の提出を命じた勅（後紀同年一二月戊戌条、以下「本系帳提出令」と呼ぶ）は、姓氏録編纂の直接の発端となったものとして広く知られたものである。

(A)勅、天下臣民、氏族已衆。或源同流別、或宗異姓同。欲レ抛ニ譜牒一、多経ニ改易一。至レ檢ニ籍帳一、難レ辨ニ本枝一。宜下布ニ告天下一、令上レ進ニ本系帳一。三韓諸蕃亦同。(B)但令レ載ニ始祖及別祖等名一、勿レ列ニ枝流并繼嗣歴名一。若元出ニ于貴族之別一者、宜下取ニ宗中長者署一申上レ之。(C)凡厥氏族、率多ニ仮濫一。宜下在ニ確實一、勿上レ容ニ詐冒一。来年八月卅日以前、惣令ニ進了一、便編入録。如事違ニ故記一、及過ニ敝程一者、宜下原レ情科処、永勿中入録上。凡庸之徒、惣集為レ卷。冠蓋之族、聽ニ別成一軸焉。

この勅においても政府は諸氏の提出する本系帳の記載に一定の枠をはめようとしたことが認められる。一つは(B)の部分で「令レ載ニ始祖及別祖等名一、勿レ列ニ枝流并繼嗣歴名一」と本系帳の記載内容を規定したあと、「若元出ニ于貴族之別一者、宜下取ニ宗中長者署一申上レ之」という付帯条件を添えていることであり、もう一つは(C)で作成の期限をさだめたうえで「如事違ニ故記一、及過ニ敝程一者、宜下原レ情科処、永勿中入録上」と、「故記」と記載内容が違った場合に処罰することを言明していることである。後者の規定が姓氏録の三例における古記と諸氏の本系の対校に引き継がれていることはいうまでもないが、私は前者の付帯条件を形を変えて引き継いだのが三例における諸氏の本系とその宗氏の本系との対校であると思う。奈良末から平安初期にかけて「万方庶民、陳ニ高貴之枝葉一、三韓蕃賚、称ニ日本之神胤一」（姓氏録序文）という事態が進展し、「欲レ抛ニ譜牒一、多経ニ改易一」（延暦十八年本系帳提出令）、「或宗異姓同、本源難レ辨。或嫌レ賤仮レ貴、枝派無レ別」（貞観九年讃岐国司解所引大同二年官符⁵）という状況が広

況に現出していた。そこで政府はかかる出自・氏姓の「仮濫」に何とか歯どめをかけようとし、延暦十八年に諸氏に本系帳の進上を命じたのであった。「仮濫」とは、要するに国家の承認しない出自、氏姓を称することであり、本系帳提出令は一定の基準にもとづいて諸氏の主張する出自を公的に判定することによって、当時政治問題化していたカバネの秩序の混乱を收拾しようとしたものである。その際もつとも問題となったと思われるのは「万方庶民、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、称日本之神胤」という出自の詐称（これはただちに氏姓の假冒につながる）であり、これに対処したのが、本系帳提出令の「若元出三于貴族之別一者、宜下取三宗中長者署一申上レ之」という規定であったと考えられる。ここにいう「貴族」とは、姓氏録序文の「高貴」に相当することが一見して明らかで、要するに多くのウヂに同祖とされる系譜上の本宗氏、具体的には中臣・物部・大伴・石川・阿倍・上毛野などの旧族を主としてさすと思われる。このような「貴族」の枝流である旨を本系帳に記すばあいには「宗中長者」、すなわちその貴族の氏長者の同意を得ることを義務づけて、たやすく「嫌レ賤仮レ貴」ことを防ごうとしたとみることができよう。ところが政府がきびしい姿勢で臨んだのにもかかわらず、本系帳提出令ははかばかしい成果をあげることができなかった。姓氏録序文によれば「猶十三歳於效一、京畿本系、未レ進三過半一」という状態で、「蔽程」はいっこうに守られなかった。また、進上された本系帳の内容も「新進本系、多違三故実一。或錯三綜両氏一、混為三祖一。或不レ知三源流一、倒三錯祖次一。或迷三失己祖一、過入三他氏一。或巧入三他氏一、以為三己祖一」とあり、多少の誇張はあろうが、同祖関係の表記には本宗氏の同意を義務づけた付帯条件も実効はもたなかったようであり、故記の所伝と違うばあいは処罰して入録しないという罰則もほとんど奏効せず、諸氏は自己の主張するところをそのまま本系帳に記載するばあいが多か

ったと推察される。このような状況のもとで本系帳提出令の意図を実現するために姓氏録の編者がとった方法が、諸氏の提出した本系帳をその本宗氏の本系帳及び古記と対校して、その結果を本系の冒頭に表記するという三例であった。本系帳提出令に「令レ載ニ始祖及別祖等名一、勿レ列ニ支流并繼嗣歴名一」とあるように、諸氏の本系帳には始祖及び別祖の名は必ず載せることになっていた。この「別祖」とは支流のウヂではいうまでもなく自己の別祖であるが、⁽⁷⁾本宗氏においても支流のウヂの別祖とウヂ名を書きあげることが通例であったと考えられる。現行姓氏録が抄録本であるため推測をまじえざるをえないが、姓氏録逸文の賀茂朝臣条・坂上大宿祢条・阿刀宿祢条や現行姓氏録の山城国皇別の曰佐条などにその実例をみることができ、⁽⁸⁾系譜上つながりのあるウヂの別祖と氏族名を表記することは古代の系譜・系図などに広くみられる形式なので、⁽⁹⁾そのように考えて大過あるまい。したがって、支流の諸氏の本系帳とその宗氏の本系帳との対校とは、支流のウヂが立てた別祖について、本宗氏の本系にも確かにその支流のウヂの別祖の旨の記載があるかどうかをチェックすることであったと思われる。

溝口氏は、氏族系譜の分析から「同祖氏族による系譜の共有」という興味深い事実を掘り起こされている。⁽¹⁰⁾この共有関係の確認が、同祖関係が公的に認定されるための一つの条件であったと考えられる。本系帳提出令における本宗氏の長者の署名の取得も姓氏録における本宗氏の本系との対校もこの共有関係の確認にはかならない。これは事実上、支流のウヂの主張する系譜関係を本宗氏（の長者）が承認すれば、国家も原則としてこれを追認するということであって、このような慣行は奈良時代からすでに存在したことが指摘できる。たとえば(1)天平勝宝三年に雀部朝臣真人は治部省に保管されている系譜に「巨勢男人大臣」とあるのは「雀部男人大臣」の誤りであるとして、巨勢朝臣奈

氏麻呂を証人に立てて朝廷に訴えたところ、政府はこれを認めて治部省に下知して改正させている（統紀同年二月己卯条）。この記事は、治部省に諸氏の系譜の台帳が保管されていたことを示す史料として以前取り上げたことがあるが、⁽¹¹⁾ここでは巨勢奈氏麻呂を証人に立てていることに注目したい。姓氏録左京皇別雀部朝臣条には「巨勢朝臣同祖、建内宿祢之後也」とあるので、巨勢氏は雀部氏の宗氏であり、奈氏麻呂は「宗中長者」にあたるとみられる。雀部真人の主張は、本宗氏の長者の承認によって「系譜の共有」を実現し、国家的な承認も獲得するのである。このような例はほかにも少なからず存在する。(2)阿倍朝臣宿奈麻呂は、和銅五年に阿倍氏の別氏であった引田朝臣邇閑・東人・船人、久努朝臣御田次、長田朝臣太麻呂・多祁留ら六人は「実_レ阿倍氏正宗、与_三宿奈麻呂_一無_レ異。但縁_三居処_二更成_三別氏_二」として、別氏を改めて「本姓」、すなわち阿倍朝臣を賜与されんことを申請し許されているし（統紀同年十一月辛巳条）、養老元年には他田臣万呂について「本系同族、実非_三異姓_二」として安倍他田朝臣の姓を請い、やはり許可されている（統紀同年八月庚午条）。宿奈麻呂が当時阿倍氏の長者（官位第一の者）の地位にあったことはすでに指摘されているが、⁽¹²⁾ここで宿奈麻呂の申請によって改賜姓されているのはすべて阿倍氏の別氏あるいは枝族の人々であるので、この申請が「同族」関係を前提としていることは間違いない。しかしながら、宿奈麻呂は「同族」の人々すべてではなく、その中から右の七人を選び出して改姓を願ひ出ているのである。⁽¹³⁾その七人のうち「無位」と表記された長田多祁留を除く六人が有位者であることからすれば、⁽¹⁴⁾宿奈麻呂とこれらの人々との関係は、歴史的な「同族」関係を前提としつつも、官人社会で「宗中長者」である宿奈麻呂を中心として選択的、二次的に形成された政治的な結合関係であったとみることができよう。また、(3)神亀四年には縣犬養宿祢三千代が縣犬養連五百依・

安麻呂・小山守・大麻呂らは「一祖子孫、骨肉孔親」であるとして宿祢姓を請い許されているし（統紀同年十二月丁亥条）、平安時代に入ってから（4）貞観三年に伴宿祢善男が、「同族」の伴大田宿祢常雄というものが大伴狭手彦の子孫で伴氏と同祖だと主張しているが、家記を検したところ常雄の陳べるところにいつわりはないとして大田の二字を削って伴宿祢を賜与されんことを請い許可されており（三代実録同年八月十九日庚申条）、（5）善男は同年にも一度讃岐国多度郡出身の佐伯直豊雄らが伴氏と同祖であるとする主張を取り次ぎ、家記を検したが虚言でないと言して佐伯宿祢姓を賜与することに成功している（三代実録同年十一月十一日辛巳条）。また（6）同年に巨勢朝臣河守らは、味酒首文雄ら三人が巨勢氏と同じく武内宿祢の後裔であると称しているが、「本系」を検したところ確かに「同宗」であるとして巨勢朝臣の姓を請い、これまた許可されているのである（三代実録同年九月廿六日丁酉条）。これらはいずれも本宗氏の長者が枝族のものと同祖であるという主張を保証し、國家もそのような系譜関係を追認し、希望の姓を賜与している例である。（7）延暦九年に津連真道が「本系出づ自百済国貴須王」として朝臣姓を申請したときに百済王仁貞ら百済王氏の三人が名を連ねている（統紀同年七月辛巳条）のも、津氏が百済王家の後裔であることを保証するという意味があつたのであろう。

このように本宗氏の長者が証人に立っている諸例のうち（2）・（3）・（4）・（6）は改賜姓の対象者との間に従前より同祖関係が形成されていたとみられ、このときにくに新しい系譜関係を主張したわけではないようである。これらの事例では、むしろ従来別氏・枝族に所屬していた特定の人々を本宗氏の一員に加えることが、その長者が証人に立った主目的であつたと思われる。（したがってウヂの長者にはウヂの構成員を認定する権限があつたと考えられるが、この

点は稿を改めて取り上げたい。(小稿で特に注目したいのは(1)・(5)・(7)の事例である。(1)では、治部省に保管されている系譜の記載を申請にしたがって変更していることが明らかである。私は、後文でもふれるように、姓氏録の編者が参照した「古記」にはこの治部省の系譜も含まれていたのでないかと推測するが、然りとすれば(1)は宗氏・別氏が双方の主張が合致すれば古記の記載を訂正することもあったことを示す点で重要である。(5)では佐伯直が伴氏と同祖であることが認められて、佐伯宿禰の姓を賜与されているのであるが、姓氏録では佐伯直は景行天皇の皇子稻背入彦命の後裔とされて⁽¹⁵⁾、神別に属する大伴氏とはまったく出自を異にしている。したがって、佐伯直が大伴氏と同祖と主張したのはこのときがはじめてとみてよいであろう。姓氏録に登載された出自のように、いったん国家的な承認をえた系譜も、本宗氏の長者が保証すれば、まったくべつの系譜に変更することも可能であったのである。(7)の場合も、百済王氏の人々をわざわざ証人に立てていることからいっても、津氏が百済王家の後裔であるという出自はこのときまではまだ公的に承認されていなかったのであろう。これも「系譜の共有」を媒介として新たな系譜の国家的承認を獲得した例の一つとみられる。

氏族系譜は、少くとも奈良時代の前後には、公的な性格を有していたので、系譜を詐称することは不法行為とされたが、宗氏と枝族の「系譜の共有」が確認されれば、たとえ古記に記載されていない同祖関係でも公的な承認を獲得できたのである。この「系譜の共有」が実現されるためには、宗氏と枝族の人々の間に何らかの実体的な結合関係が、一時的にせよ形成されていることが前提となるはずである。⁽¹⁶⁾そのような私的な結合関係は、令制下でも在地における地縁的な関係、官人社会における党派のあるいは従属的な結び付き、さらには姻戚関係など、いろいろな契機に

よって形成されたであろう。その具体的な究明は今後の課題としたい。溝口氏は皇別系でも神別系でも、諸氏の始祖が記紀の特定の神々・人物にだけ集中するという傾向を指摘されているが、これは諸氏がほしのままに祖先を決められなかったことを示すと同時に、多くのウヂが特定の宗氏と結び付き、その承認を得て同祖関係を形成していった結果と解することができよう。

さて、氏々の同祖関係を判定するもう一つの基準となったのが「古記」であった。この「古記」とはどのような書物をいうのかというと、まず姓氏録の上表文に「書府旧文、見進新系、離校合之、則採以入レ録」とあるところからすれば、朝廷の書庫に所蔵されていた書物と考えられる。また姓氏録の序文には「臣等、歴探古記、博觀旧史、文駁辞躋、音訓組雜、会三_一积一事_一還作_三楯矛_一。搆_三合両説_一則有_三概轄_一。」とあるので、溝口氏がいわれるように「一つのまとまった書物の名称ではなく、……多数の記録類の総称」であろう。この「古記」のなかでもっとも重要なものは、やはり日本書紀であろう。中臣・忌部両氏の幣帛使をめぐる抗争の裁定の際に神祇令とともに日本書紀が典拠とされており（後紀大同元年八月庚午条）、日本書紀は諸氏の傳承内容の確定に当時もっとも權威のある書物であった。しかし姓氏録序文の文章からみると、溝口氏が指摘されたごとく「古記」には古拙な文体で、内容も相互に齟齬する多数の書物が含まれていたとみられる。私は、これは主として治部省に保管されていた諸氏の系譜を指すと考える。治部省の系譜とは、別稿で明らかにしたように、天智朝の甲子年に諸氏の氏上を定めたときに作成され、以来治部省の前身官司であるヲサムルツカサ（理官）に保管されてさらに令制の治部省に引きつがれたもので、「八色の姓」の忌寸以上を賜与されたウヂにはほぼ相当する諸氏の系譜であった。⁽²⁰⁾ 治部省の系譜が含まれていたと考える根

抛は、第一に既述のごとく奈良時代に諸氏の公認された系譜が治部省に保管されていたことを示す史料があるし、第二に姓氏録の卷末には八名の編纂実務を担当したと考えられる官人が掲げられているが、そのうちの最初の三名は治部省の少丞・少録であつて、これは治部省の保管する系譜を諸氏の進上した本系と対校するのに用いたことと関係があるのではなからうか。

私に、右に述べたごとく、姓氏録の編纂に用いられた「古記」とは、主として官撰の日本書紀と治部省の保管する諸氏の系譜から成つていたと考えるのであるが、この「古記」は「会三_一積一事_一還作三_一榑_一。構三_一合_一兩_一説_一則有_一三_一牴牾_一」^二というような相互に矛盾する内容を含んでいたので、「古記」による本系の一律な校訂は技術的にも不可能であり、宗氏の本系による校訂の補助的な役割をはたすにとどまつたのではないかと思われる。

古記によつて諸氏の主張する出自を勘検するということは、桓武朝の本系帳提出令や姓氏録の編纂においてのみではなく、改賜姓の申請の審査などの際にひろく実施されていたと考えられる。たとえばさきに取り上げたが、延暦一〇年に出雲臣祖人らは土師氏と同じく天穂日命の後裔であることを理由に宿称姓を請い、許されているが、このばあい、当時出雲氏と土師氏が実際に同族結合を保持していたとは既述のごとく考えがたいから、ここで出雲氏の主張が認められたのは、出雲氏が土師氏と同祖であることが日本書紀などの古記にも記されていて、周知の公認された系譜関係であつたためであらう。すなわち、一度公認された系譜関係は書紀や治部省保管の系譜に登載されて政府に保管され、これらは諸氏の系譜の台帳的な役割をはたしていたと考えられる。

さて、中央政府に保管された古記は、治部省の系譜が天武朝に忌寸以上を賜与されたウヂにほぼ相当したから、地

方豪族の系譜を含んではいなかったし、日本書紀などにも地方豪族の系譜は掲げてあるが、ごく一部にすぎない。すなわち地方豪族の系譜の真偽を判定する材料としてはきわめて不十分であったのである。それでは、地方豪族の系譜の判定はいかにしておこなわれていたのであろうか。地方豪族の改賜姓は、通常国郡を経由して太政官に申請された。たとえば讃岐国の那珂・多度両郡の因支首が「皆掘三元祖所_レ封郡名_一、賜_二和気公姓_一」として郡に申し出たところ、「郡司引_二檢旧記_一、所_レ申有_レ道。仍請_三国裁_一者、国司覆審、所_レ陳不_レ虛、謹請_三官裁_一」という経過で太政官にとりつがれ、貞観八年に勅許を得ているのである。ここでは因支首一族の申請は郡に対しておこなわれており、国郡段階で郡司・国司と二度にわたって、因支首の申請内容が審査されている。しかも郡司が「旧記」を参照したことが明記されているから、郡衙には郡内の豪族の系譜が保管されていたことは間違いない。国司も「覆審」しているので、国府にもおそらく国内の豪族の系譜を記した古記のたぐいが備えてあったのであろう。国郡を経由する改賜姓においては、このように国郡の保管する古記を基準として諸氏の系譜の真偽が判定されることが一般的であったと考えられる。その場合、いかなるものを「旧記」として国郡に保管するかを決めたのはおそらく郡司であり、右の史料でも国司は郡司の判定を覆審しているにとどまっているから、郡司層を除く地方豪族の系譜の真偽は、実質的には郡司によって判定されたとみてよいであろう。神護景雲三年に陸奥大国道道嶋嶋足は陸奥国の六〇余名の人々（大半は有位者）の改賜姓（文部↓阿倍陸奥臣、大伴部↓大伴行方連、吉弥侯部↓上毛野陸奥公など）を請願しているが（統紀同年三月辛巳条）、この場合もおそらく嶋足がこれらの人々の系譜を認定・保証して取りついたのであろう。このように地域社会においては、郡司らの有力豪族がそれぞれの地域における系譜、あるいは系譜によって示される

族制的秩序の維持に一定の役割をはたしていたと考えられる。なお、郡司・軍毅層では任用の際に譜第が勘せられることと関連して譜図・譜牒が式・兵部省に保管されていたので、⁽²²⁾他の地方豪族と事情がやや異なり、中央の諸氏に準じて國家の統制をより直接に受けたようである。

また地方豪族においても、さまざまな契機によって中央の諸氏と私的に結びつき、「系譜の共有」を実現して同祖關係を形成することがしばしばあったと考えられる。特に律令的な國郡制が施行される以前には、もっぱらかかる直接的な結びつきによって同祖系譜が形成されていったのであろう。そのような例は枚挙に暇がないが、粟鹿大神元記を残した但馬國朝來郡の神部直氏が、神部の管掌者ということから中央の大神氏と政治的關係をもち、同祖系譜を形成したと考えられるのはその一例である。令制下においても、さきにふれた伴善男が讃岐國の佐伯直氏が伴氏と同祖であると証言して改賜姓に成功している例などをあげることができるし、改賜姓の太政官符の実例としてしばしば引用される宝龜四年の下総國猿嶋郡の日下部に安倍猿嶋の姓を賜与することを命じた官符に員外右中弁安倍朝臣清成と左大史阿倍志斐連東人との、いずれも阿倍氏系の人が署名しているのが⁽²³⁾遇然でないとするれば、これも同様の例とすることができよう。

以上、諸氏の主張する同祖關係がいかにして公的に承認され、正当性を獲得したか、ということを令制下を中心に考察してきた。ここでもう一度整理しておきたい。諸氏の主張する系譜が公的に承認されるためには、大きく二つの基準があった。一つは枝族と本宗氏の「系譜の共有」であり、もう一つは諸氏の主張する系譜が古記の所伝と合致するか否かである。このうち前者は、諸氏に中央の有力氏との同祖關係の形成を、一定の条件のもとではあるが

可能にするもので、特に「八色の姓」の賜与から漏れた諸氏はたえず自己に有利な氏族系譜を獲得しようとする有力なウヂと結びついていった。後者はかかる諸氏の動きを抑制し、諸氏の恣意的な系譜の改竄に歯どめをかけるものとして機能したことはいうまでもないが、一方、ひとたび公認された同祖関係はやがて古記にも登載され、これによって氏族系譜には公的な権威が付与されるとともに固定化されていったと考えられる。したがって、諸氏が新たに同祖関係を主張するばあい、古記の記載に抵触しないことが望ましかったが、姓氏録の三例の場合のように、同祖関係が古記で確認できなくとも本宗氏の本系で確認できれば承認されたわけだし、雀部真人の場合のように本宗氏の了承さえあれば、古記（治部省の系譜）の記載を訂正することさえできたのである。また実際に公認された諸氏の系譜をみると、例えば本来渡来系であることが確実な吉田連は旧姓を吉氏といったが、姓氏録左京皇別の吉田連条によれば大春日朝臣と同祖で、孝昭天皇の皇子天帶彦国押人命の四世孫彦国葺命の後裔とし、その孫の塩垂津彦命が崇神天皇の時代に任那に遣わされ、そこで彼が吉と俗称されたので、その後裔が吉氏と呼ばれるようになったとする。また日本書紀私記甲本（弘仁私記）序によれば、田辺史・上毛野公・池原朝臣・住吉朝臣などの諸氏は、仁徳天皇のときにその祖思須美・和徳兩人が百濟より渡来してきたが、そのときに自分たちの祖は日本の將軍上野公竹合であるといったという。いずれも同工異曲の話で、彦国葺や上毛野君の祖竹葉瀬など書紀に見える人物に自己の系譜を付会することによって、古記の記載自体は何ら変更することなく、その闕を補うという形で新しい同祖関係を主張し、承認されているのである。同様の例はほかにもあり、渡来系の氏族が神別・皇別にくわがえする場合の常套手段であった。このように、実際には諸氏は古記の所伝に抵触することなしに新しい同祖関係を主張し、公的な承認をうることが可能であつ

たのであり、令制下においても系譜の加上・付会による新たな同祖関係の形成は、通常本宗氏の承諾をえてではあるが、たえずおこなわれていたと考えられる。溝口氏は「(姓氏録)序文中、『古記』に関する言及は多く、『古記』は実際に本系帳の虚実を判定する唯一の手段であつたらしい」とか、「(姓氏録)編纂者は、古記録類の中に氏々の先祖に関する正しい古伝があると考へていた。或いは正しい古伝はそうした古記録の中にしかないと考へていた」というふうに、古記の記載は金科玉条のごとく重んぜられていたと考へておられるが、これは古記の重要性を過大評価しすぎており、したがいがたい。律令国家は一貫して「系譜の共有」が確認されれば、それを追認する方針をとつていたのであり、これは溝口氏自身が明らかにされた本宗氏と枝族の系譜の共有という、わが国に令制以前からあつた氏族相互の結合の方式を引きついで国家的な政策にしたものと考へられる。溝口氏は、氏族系譜に示された皇室あるいは他氏との系譜関係が、実は政治的関係にはかならないことを正しく指摘されているが、氏においては、氏族系譜に表現されたかかる政治関係は体系的な氏族系譜、したがつてまたカバネ制度が成立した当初のものであり、基本的にはそれが「古記」に記載されて固定化されたまま後世に伝えられ、記紀や姓氏録に採録されたと考へられているようである。むろん、いったん成立した氏族系譜は、種々の文献に記載され公的な承認をうると固定化される傾向にあつたことは否定できない。この点を明らかにされた溝口氏の功績は多大であると思う。同祖系譜が形成された時点におけるような相互の結合関係が消滅してしまつてからも、同祖関係だけは存続するというようなケースが、特に「八色の姓」を賜与されたような有力氏族相互においてはむしろふつうであつたと思われる。しかしそのような氏族においても、既述のごとく祖先の加上など、古記の内容に抵触しないかたちでの系譜の改変はたえずおこなわれたと考へ

られるし、特に「八色の姓」の賜与の対象外におかれた畿内の中小豪族や大多数の地方豪族は、令制下において直接的には上位のカバネをうる手段として、種々の手だてを講じて有力なウヂと同祖関係を形成することにとめた。氏族系譜は令制下においても依然として一定の政治的機能を有していたのであって、だからこそ諸氏は古記の所伝に加上・付会する形で自己に有利な系譜をつくっていったのである。これらの個別的な動きが、結果として大化前代の氏族系譜に少なからぬ変容を与えたのであり、記紀と姓氏録・旧事本紀・古語拾遺などの系譜の相違はその所産とみるべきであろう。

注(1) 辨口氏、前掲書、及び前掲論文。なお、私もかつて、治部省に諸氏の系譜の台帳ともいうべきものが保管されていることを指摘したことがある(「治部省の成立」、『史学雑誌』八八一—四)。

(2) 関晃「新撰姓氏録の撰修目的について」(『史学雑誌』六〇—三)。なお(2)の「而」字は、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇によって補った。

(3) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』研究篇三五頁以下参照。

(4) 後文でも述べるように、本宗氏の本系には枝流のウヂの別祖が記載されていたと考えられる。

(5) 『平安遺文』第一卷一五二号。

(6) なお、本系帳提出令の最大の眼目が同祖関係の認定にあったということは、貞観九年の讃岐国司解に「依三太政官延暦十八年十二月廿九日符旨一、共三伊予、別、公等一、具注、下為三同、宗一之、由上十九年七月十日進ニ上之二矣」とあることによっても裏づけられる。

(7) たとえば、左京皇別の下道朝臣条には「吉備朝臣同祖、稚武彦命之孫吉備武彦命之後也」とある。

(8) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇 第六卷二二四頁参照。

(9) 粟鹿大神元記・和氣氏系図・古語拾遺など参照。

- (10) 溝口氏、前掲書第三章。
- (11) 拙稿、前掲注(1)論文。
- (12) 加藤謙吉「複姓成立に關する一考察——阿倍氏系複姓を対象として——」(『統日本紀研究』一六八)
- (13) このときの改賜姓が阿倍氏の一部にすぎないことは、この後も引田朝臣の姓が確認できることなどから確実である。なおつとに藤間生大氏は『日本古代国家』において「阿倍氏の直系である宿奈麻呂の一存によって、同族者の内より任意にえらばれた者のみが集められ氏の關係を構成して」といるといわれている(同書一四五頁)。
- (14) なお、「無位」も出身後の官人をさす用語であることは、吉村武彦「官位相当と無位」(『歴史学研究』月報二三六号)参照。
- (15) 右京皇別下佐伯直条、河内国皇別佐伯直条。
- (16) 斉衡三年に中臣朝臣逸志らは、中臣朝臣万曆ら二五烟は兩京に貫せられているが、本系を勘造するにあたって門文を提出しないし、挨拶にもこない、同族ではないので除帳してほしいと申請し、許されている(中臣氏系図、『群書類従』第五輯)。
- (17) 溝口氏、前掲書第一章第五節。
- (18) 溝口氏、前掲書一八頁。なお氏は、姓氏録序文の「開二書府之秘蔵一、尋二諸氏之苑丘二」の一節を古記について述べたものとみて、古記のなかには諸氏の書庫に蔵されていたものも含まれていたとされているが、この一節は前文の嵯峨朝において桓武天皇の事業を引き継いで姓氏録の編纂に着手したことを述べた部分に続くところをみて、「開二書府之秘蔵一」が古記を探索したことをいっているのに対して、「尋二諸氏之苑丘二」は諸氏に再度本系の提出を求めたことをいっているであろう。
- (19) 関氏、前掲論文、佐伯氏前掲注(3)書四八頁。
- (20) 拙稿、前掲注(1)論文。
- (21) 注(5)に同じ。

- (22) 類聚三代格卷七 天長元年八月五日官符、延喜兵部式。
- (23) 溝口氏、前掲書二五二頁。
- (24) 『大日本古文书』二二卷二七二頁。なお、藤間氏、前掲書一五六頁参照。
- (25) 佐伯氏、前掲注(3) 書三六九頁参照。
- (26) 溝口氏、前掲書一三頁。
- (27) 溝口氏、前掲書二六頁。

おわりに

小稿では、溝口陸子氏の近業に導かれながら、令制下のカバネを、主としてそれをささえる理念である氏族系譜との関係において考えてみた。令制下の改賜姓の大半は、明白に同祖関係を根拠として実施されており、同祖関係の形成のメカニズムとその政治的機能の考察をぬきにしては律令国家段階におけるカバネの存在意義を明らかにすることは不可能であると思われる。小稿は、きわめて不十分ながらそのような作業を試みたものである。文中、溝口氏に対しては心ならずも批判的な言辞を連ねることになってしまったが、小稿はひとえに溝口氏の高説に啓発・刺激されたものである。浅学菲才ゆえの誤読や理解不足が多々あるのではないかと恐れる。溝口氏ならびに詠者諸賢のご叱正・ご批判をいただければ幸いである。

〔付記〕初校の段階で吉田孝『律令国家と古代の社会』に接した。本稿に関連するところもあるが、その検討は今後の課題としたい。